長浜教区門徒会連絡協議会規約

（名称および事務所）

第１条　本会は長浜教区門徒会連絡協議会（以下門徒連協という）と称し、事務所を長浜教務所（長浜市元浜町３２番４号）内に置く。

（目的）

第２条　門徒連協は会員間の情報の共有ならびに会員の親睦交流を深め、長浜教区の活動に積極的に参与し、教区会・教区門徒会相互の連携を保ちつつ、真宗の興隆と同朋社会の顕現を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　門徒連協は２８人の教区門徒会員（以下会員という）で組織する。

（任期）

第４条　会員の任期は３年とする。但し補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

（会員）

第５条　会員は、各組内で選出する。

２　会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号・所属する組・所属寺院における役職名・帰敬式受式の有無・推進員であるか否かを記載し、門徒連協の会長（以下会長という）に報告する。

３　会長は、会員名簿を作成し会員に報告する。

（役員）

第６条　門徒連協には、次の役員を置き、総会において会員の互選によってこれを決める。

（１）会長　　１人

（２）副会長　　１人

（３）会計　　１人

（４）地区幹事　　５人

以上の８名によって役員会を構成する。

（５）会計監査　　２人

２　会長は、会務を統理し会議の議長となる。議定した事項を会員に報告する。

３　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

４　会計は、門徒連協の会計に関する事務を司る。

５　地区幹事は、会長・副会長・および会計とともに、門徒連協の事業計画、ならびに重要事項の立案に参画し、会務の徹底を図る。
６　地区幹事選出の区割りは、（１２組・１３組）、（１４組・１５組・１６組）、（１７組・１８組・１９組）、（２０組・２１組・２２組）、（２３組・２４組・敦賀組）の５グループとし、各グループより１名互選によってこれを決める。
７　会計監査は、門徒連協の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

（会議および召集）
第７条　門徒連協の会議は、総会（臨時総会も含む）と役員会で、これを会長が招集する。
２　総会は、年１回これを開くものとする。必要があれば、臨時総会を開くことが出来る。
３　役員会は、会長が必要と認めた場合、これを開き、決議事項は総会に報告し承認を得るものとする。

（協議および議決事項）
第８条　門徒連協は、下記の事項のほか、会長が提案した事項を協議・決定する。
（１）予決算に関する事項。
（２）教区など宗門諸機関との連絡協調に関する事項。
（３）その他。

（議事）
第９条　会議は、会員の３分の２以上の出席（委任状を含む）によって開き、出席会員の過半数で決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

（経費）
第１０条　門徒連協の経費は、会費・助成金・その他の収入を持ってこれに充てる。
２　会費の額は、年額１０００円を会員より徴収する。
３　懇親会・研修会など特別事業の経費は、その都度参加者から徴収する。

（備え付け帳簿）
第１１条　門徒連協に、次の書類・帳簿を備え付け整備するものとする。
（１）令規集
（２）会員および役員名簿
（３）会計諸帳簿
（４）事業に関する書類

（５）その他

（会計年度）

第１２条　門徒連協の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

付　則

１　本規約は、規約が決まった日（２０１４年１２月１９日）から実施する。

２　本規約を変更しようとするときは、門徒連協の総会において、会員の３分の２以上の出席（委任状を含む）によって開き、出席会員の過半数の同意を必要とする。